

統計データ有効活用検討委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 この要綱は、市の政策の立案及び推進のための基礎的資料である統計データの各局相互間における有効活用を促進するため、職員による統計データ有効活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その有効活用について検討することを目的として定める。

(検討事項)

第2条 委員会における検討事項は、次のとおりとする。

- (1) 統計データの一元管理に関すること。
- (2) 統計リテラシーの向上に関すること。
- (3) その他統計データの有効活用に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、各局（室）区の企画に関する業務を担当する職員及び総務企画局都市政策部統計情報課（以下「統計情報課」という。）の職員で構成するものとする。

2 委員は、次の職員をもって構成するものとする。

- (1) 統計情報課長、統計情報課課長補佐及び担当係長
- (2) 各局（室）区の庶務担当課長が推薦する職員

3 委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、委員長は統計情報課長、副委員長は、統計情報課において企画を担当する課長補佐又は担当係長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は委員長が召集する。

2 会議は、委員長が必要に応じて開催するものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、事務局を統計情報課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会の承認を得て統計情報課長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年11月5日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。